

八街市役所地球温暖化対策実行計画（改訂）

（事務事業編）

令和 2 年 度 ～ 令 和 1 1 年 度

令 和 3 年 3 月

令 和 5 年 8 月【一部改定】

八 街 市

目 次

		page
序章	計画策定の背景	1
第1章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	4
4	対象範囲	5
5	対象ガス	5
第2章	温室効果ガス排出状況	6
1	基準年度	6
2	温室効果ガス排出状況（ガス種別）	6
3	温室効果ガス排出状況（エネルギー種別）	7
4	温室効果ガス排出状況（部署別）	8
第3章	温室効果ガス排出量の削減目標	9
1	温室効果ガス排出量の削減目標	9
2	目標達成のための基本方針	10
第4章	目標の達成に向けた取組	11
1	職員等の取組	11
2	施設や設備管理者等の取組	12
3	事務局の取組	13
第5章	計画の進行管理・推進体制	14
1	進行管理	14
2	推進体制	15
巻末資料	八街市の公共施設一覧	16

八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

序章 計画策定の背景

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2014（平成26）年に第5次評価報告書を発表し、『20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い』と報告しています。地球温暖化問題は、わが国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中、2015年にフランス・パリで、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開かれ、温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。

これを受けて、我が国は「地球温暖化対策計画」を2016年に策定し、『2030年度までに2013年度比26%の温室効果ガスの削減』という目標を掲げました。

また、その中で、地方公共団体の事務事業が所属する「業務その他部門」は、これまでの温室効果ガスの増加傾向が大きいことを踏まえ、『2030年度までに2013年度比40%のエネルギー起源CO₂の削減』という厳しい削減目標を掲げています。

八街市（以下『本市』という。）では平成23年3月に「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成23年度～平成27年度まで5年間を計画期間として、各種の取組を推進することにより、本市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

また、SDGsを推進させ温室効果ガスの排出量削減や森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することによって、「脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）」の実現に向けて取り組んでいきます。

今回、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本市における施設の整備・稼働状況などを踏まえ、令和2年度～令和11年度までの10年間を計画期間として、各種の取組を推進するため『八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』（以下『本計画』という。）を策定し、本市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでいきます。

参考 我が国の温室効果ガスの削減目標について

我が国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガスの削減目標は、2030年度に2013年度比で26%削減となっています。

部門別にみると、地方公共団体の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、2030年度に2013年度比で、『エネルギー起源CO₂を40%削減』となっており、非常に大きな削減が必要です。この他、非エネルギー起源CO₂については7%削減などとなっており、全体で26%の削減を目指すこととしています。

前計画では6%の温室効果ガス削減を目標とし、7.9%削減できました。

図表1 「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標（国の目標）

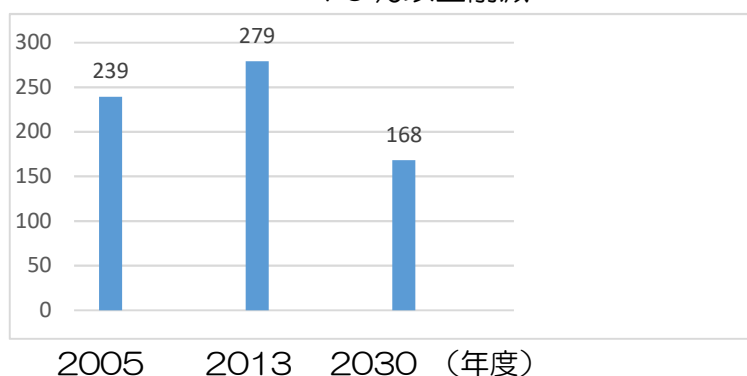
単位：百万t-CO₂

項目	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率 2030/2013
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
運輸部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO ₂	85	76	71	-7%
メタンCH ₄	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N ₂ O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFCs	13	32	22	-32%
PFCs	9	3	4	27%
SF ₆	5	2	3	23%
NF ₃	1	1	1	-64%
吸収源対策	-	-	-37	-

（業務その他部門からの温室効果ガス排出量）

（百万t-CO₂）

40%以上削減



第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

我が国では、地球規模で直面している課題である地球温暖化問題への対応の一環として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地方自治体が実施する事務事業に伴い、排出される温室効果ガスの削減に向けた「本計画」の策定を義務づけています。

これを受けて、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、「本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、国内外の地球温暖化に係る状況の変化や、近年における本市の施設の整備・稼働状況などを考慮しました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」での実行計画策定に係る内容

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 （省略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

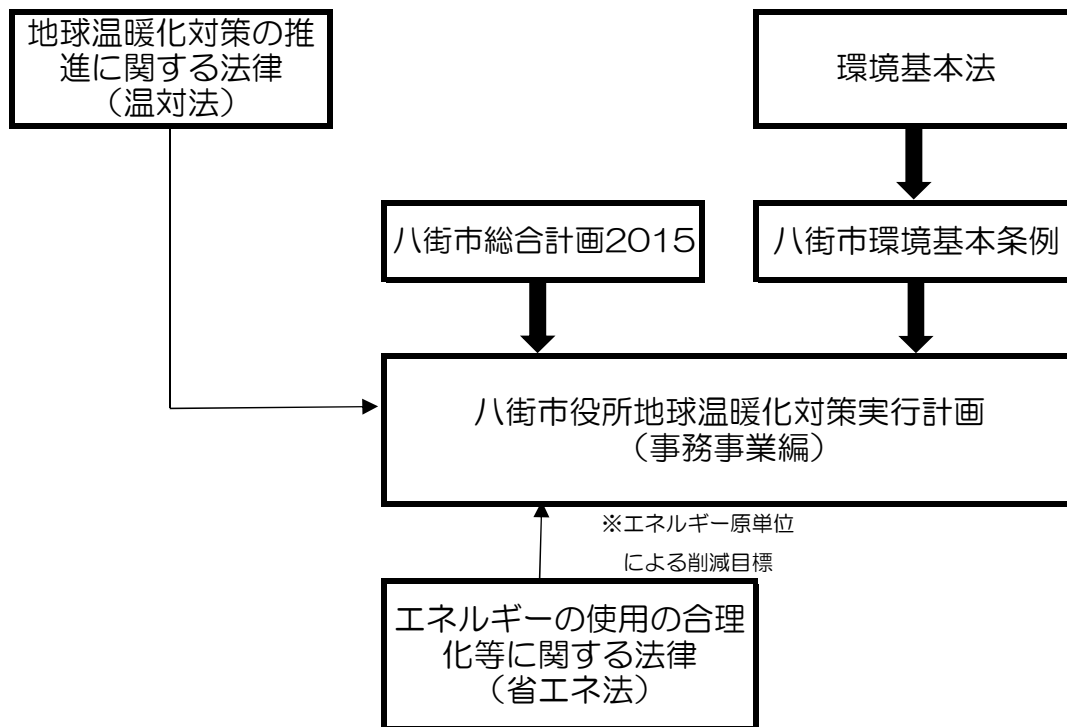
11～12 （省略）

2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「八街市総合計画2015」関連計画との連携・整合性などを配慮しながら、計画的に推進していくものとします。

地球温暖化の防止のためには、市内でも最大規模の事業者であり、消費者である行政が率先して温室効果ガスの削減に取り組む意義と効果は大きく、また、責務があると考えます。

図表2 本計画の位置付け



3 計画期間

令和 2 年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）の10年間

令和11（2029）年度までの実施状況、地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間のおよそ中間年にあたる令和7（2025）年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

4 対象範囲

◇対象事業：本市が実施する全ての事務事業
◇対象施設：本市が所有する全ての施設〔巻末資料参照〕

5 対象ガス

◇対象ガス：「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める7種類の温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、7種類の温室効果ガス（下表①～⑦）が定められており、本計画ではこれらを対象とします。
このうち、本市の事務事業に伴い排出されるものは、①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、の3種類です。

図表3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類の温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	「エネルギー起源」 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 「非エネルギー起源」 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	「電気設備の電気」絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

※①～③が本市の事務事業に伴い排出されるもの

第2章 温室効果ガス排出状況

1 基準年度

基準年度

平成25（2013）年度を基準年度とします。

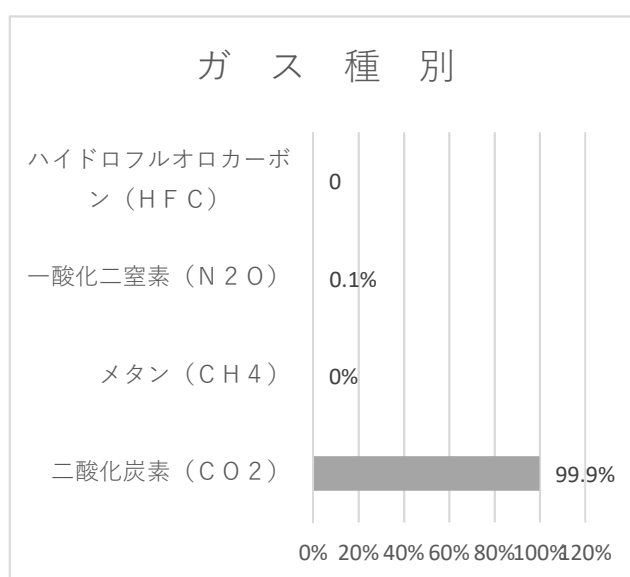
2 温室効果ガス排出状況（ガス種別）

基準年度である平成25年度（基準年度）の温室効果ガス排出量は6,486t-CO₂です。

排出量をガス種別にみると、二酸化炭素（CO₂）が99.9%、メタン（CH₄）が0%（微量）、一酸化二窒素（N₂O）が0.1%となっています。

なお、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）は、本市の事務事業からは、排出されません。

図表4 温室効果ガス状況種別（平成25年度）



図表5 温室効果ガス排出状況（平成25年度）：ガス種別

（排出量切上）

項目	排出量	構成比
合計	6486 t-CO ₂	100%
二酸化炭素（CO ₂ ）	6481 t-CO ₂	99.9%
メタン（CH ₄ ）	0.1 t-CO ₂	0%
一酸化二窒素（N ₂ O）	4 t-CO ₂	0.1%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	-	-
パーフルオロカーボン（PFC）	-	-
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	-	-
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	-	-

3 温室効果ガス排出状況（エネルギー種別）

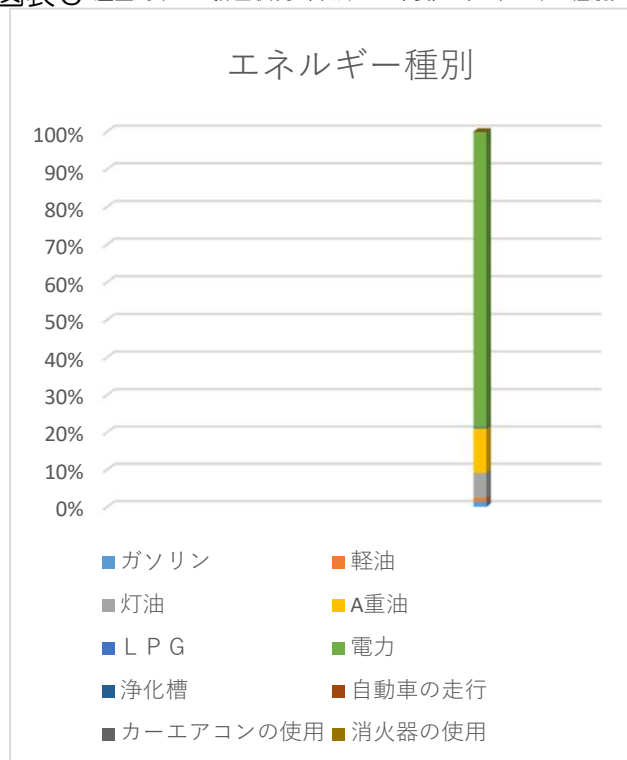
図表6 温室効果ガス排出状況（平成25年度）（エネルギー種別）

基準年度である平成25年度の温室効果ガス排出状況をエネルギー種別に見ると、エネルギー起源CO₂が99.9%、非エネルギー起源CO₂が0.1%となっています。

エネルギー起源CO₂のほとんどは電力、非エネルギー起源CO₂のほとんどは自動車の走行からのものです。

エネルギー起源CO₂の内訳をみると、電力使用に伴うCO₂排出量が温室効果ガスの排出量全体の78.5%を占めています。

これに次いでA重油が11.9%、灯油が6.7%などとなっています。



図表7 温室効果ガス排出状況（平成25年度）：エネルギー種別

項目	排出量	構成比
合計	6486 t-CO ₂	100%
エネルギー起源CO ₂	6482 t-CO ₂	99.9%
ガソリン	90 t-CO ₂	1.4%
軽油	65 t-CO ₂	1%
灯油	432 t-CO ₂	6.7%
A重油	772 t-CO ₂	11.9%
LPG	24 t-CO ₂	0.4%
電力	5099 t-CO ₂	78.5%
非エネルギー起源CO ₂	4 t-CO ₂	0.1%
浄化槽	0 t-CO ₂	0%
自動車の走行	4 t-CO ₂	0.1%
カーエアコンの使用	0 t-CO ₂	0%
消火器の使用	0 t-CO ₂	0%

4 温室効果ガス排出状況（部署別）

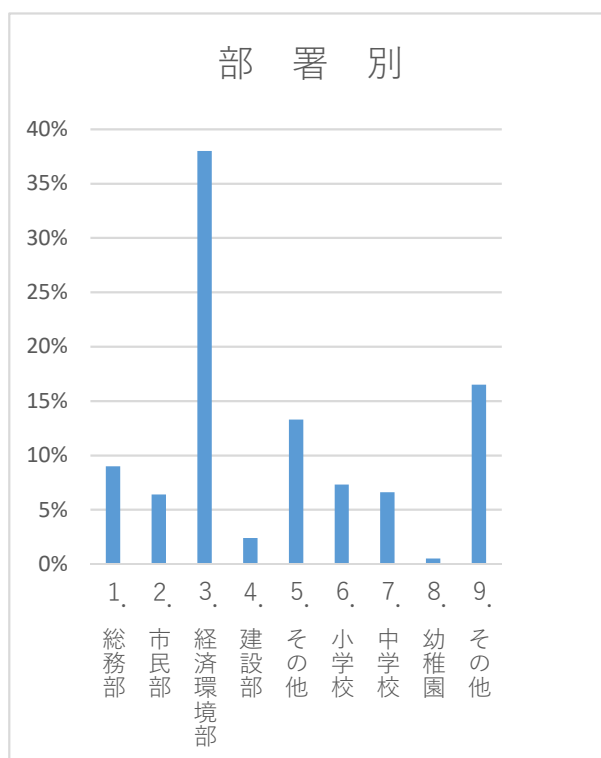
図表8 温室効果ガス排出量（平成25年度）

基準年度である平成25年度の温室効果ガス排出状況を部署別にみると、市長部局が69.1%、教育委員会が30.9%となっています。

市長部局の内訳をみると、経済環境部が温室効果ガス排出量全体の38.0%を占めています。

次いでそのほか13.3%、総務部が9.0%などとなっています。

教育委員会の内訳をみると、小学校が温室効果ガス排出量全体の7.3%を占めています。これに次いで中学校が6.6%、そのほか16.5%などとなっています。



図表9 温室効果ガス排出量（平成25年度）：部署別

項目	排出量	構成比
合計	6486 t-CO ₂	100%
市長部局	4460 t-CO ₂	69.1%
1. 総務部	578 t-CO ₂	9%
2. 市民部	420 t-CO ₂	6.4%
3. 経済環境部	2451 t-CO ₂	38%
4. 建設部	180 t-CO ₂	2.4%
5. その他	860 t-CO ₂	13.3%
教育委員会	1995 t-CO ₂	30.9%
6. 小学校	476 t-CO ₂	7.3%
7. 中学校	426 t-CO ₂	6.6%
8. 幼稚園	30 t-CO ₂	0.5%
9. その他	1063 t-CO ₂	16.5%

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

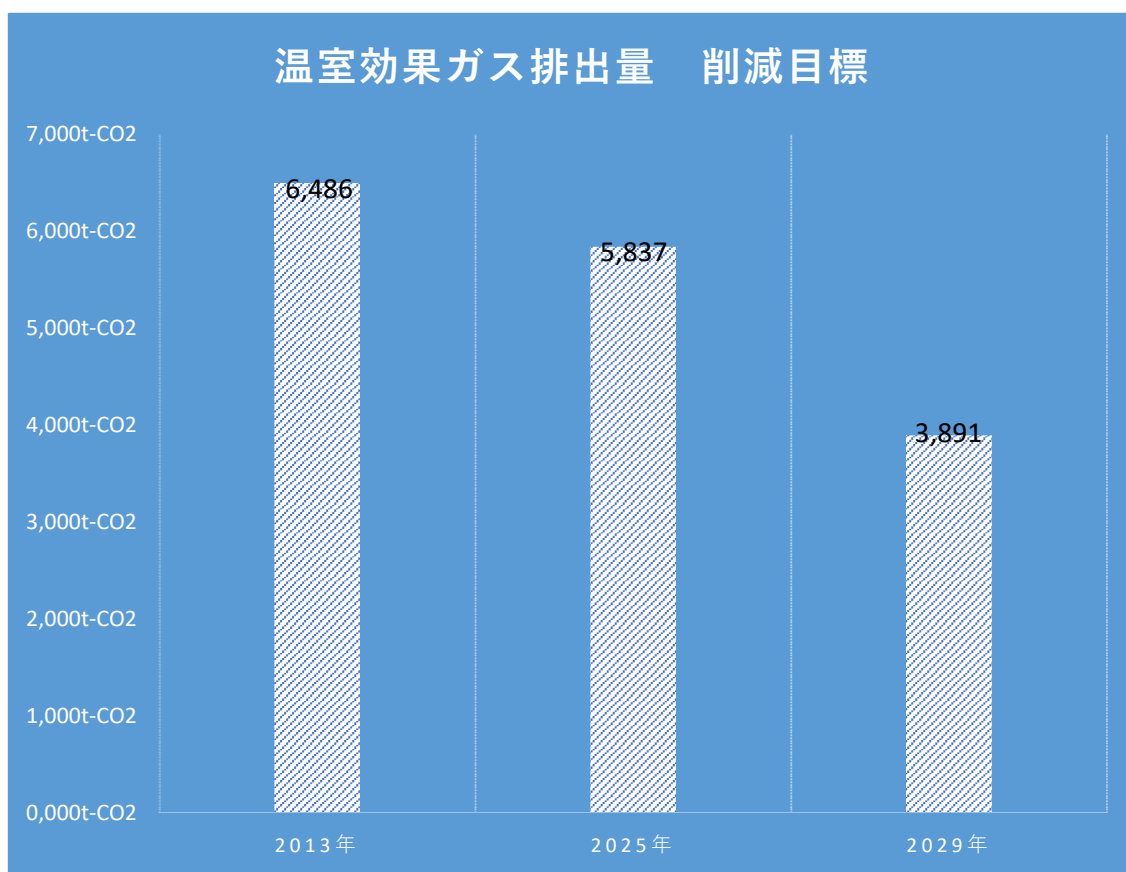
本計画に示した取組を着実に実施することにより、本市の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、基準年度《平成25（2013）年度》に比べ、令和11（2029）年度までに40%削減することを目標とします。

ただし、当面は中間目標として令和7（2025）年度までに10%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指すこととします。

削減目標

令和7年（2025）年度に、基準年度比10%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指します。令和11（2029）年度までに40%削減することを目標とします。

図表10 温室効果ガス排出量 削減目標



2013年
2025年
2029年

6,486t-CO2
5,837t-CO2
3,891t-CO2

（基準年度10%以上削減）
（基準年度40%以上削減）

2 目標達成のための基本方針

本市では、これまで以上に地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを一層効果的・効率的に進め、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

1 日常業務における職員の省エネ・省資源活動の継続実施

本市では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

また、市の施設は市民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は市民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も市民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

2 施設機器の省エネ運転及び改修・更新の推進

庁舎や公共施設から発生する温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等省エネ運転を実施していきます。

また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進していきます。このため、設備機器等の改修・更新に関する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対する的確・迅速に情報提供を行います。

第4章 目標の達成に向けた取組

1 職員等の取組

各課・施設等の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進します。

【日常業務に関する取組】

空調	<ul style="list-style-type: none"> • 執務室の温度を夏は高め（28℃）・冬は低め（19℃）にする。 • 空調の運転時間を適正化する。 例：空調の余熱を利用して終業時間より早めに空調停止する。 	冷房時の温度設定を1℃高めに設定 CO ₂ 削減量約15,280kg 春・秋に1日30分の運転時間短縮 CO ₂ 削減量約151kg
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> • 給湯温度をこまめに調整する。 	給湯温度を2℃下げる給湯用蒸気削減量419t
照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす。 	1日1時間の消灯を行う CO ₂ 削減量548.7kg(年間)
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> • 可能な範囲での省電力モードを採用する。 	プリンタの省エネモードを4時間実施する。 CO ₂ 削減量6.7kg(年間)
公用車	<ul style="list-style-type: none"> • アクセル調整等のエコドライブに務める。 • 自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする。 	— — —
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> • 両面コピー、裏面活用を徹底する。 • 資料の共有化や簡略化を図る。 • 庁内情報システムを有効利用する。 	— — —
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> • ゴミの分別の徹底し、資源化を促進する。 • 割り箸・紙コップ等の使用を自粛する。 • 封筒、ファイル等の再利用を促進する。 • プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。 • 昼食等の食べきりを推進する。 	— — — — —
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> • グリーン購入を推進する。 	—

※省エネ効果は、「省エネチューニングガイドブック」（資源エネルギー庁）、「地球温暖化対策報告書 作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編」（東京都）より、一般的なオフィスを想定して算出。

2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策に関する取組を推進します。

また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等や、施設利用者等への地球温暖化対策等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水の水質管理 冷却塔充てん剤の補充 冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	<ul style="list-style-type: none"> 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具等の清掃 照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> 冷温水出口温度の適正化 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 熱源機の運転圧力の適正化 熱源機の停止時間の電源遮断 熱源機のブロー量の適正化 燃烧設備の空気比の適正化
空調	<ul style="list-style-type: none"> 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止 空調機器の高効率タイプへの積極的な更新
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 給湯温度・循環水量の適正化 給湯機器の高効率タイプへの積極的な更新
照明	<ul style="list-style-type: none"> 新築・改修時、原則としてLED照明を導入 既存室内照明や誘導灯、屋外灯のLED照明などの高効率照明への積極的な更新

項目	取組内容の一例
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等の電動車及びその充電設備の導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用改善を推進 ・庁舎等の新築や増改築時に、再生可能エネルギー及び蓄電池設備の導入検討 ・昇降機の高効率タイプへの更新 「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」の導入

3 事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努めます。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容の一例
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う。 ・省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う。
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「本計画」の周知徹底を図る。 ・法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本市の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う。 ・各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する。
取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する。

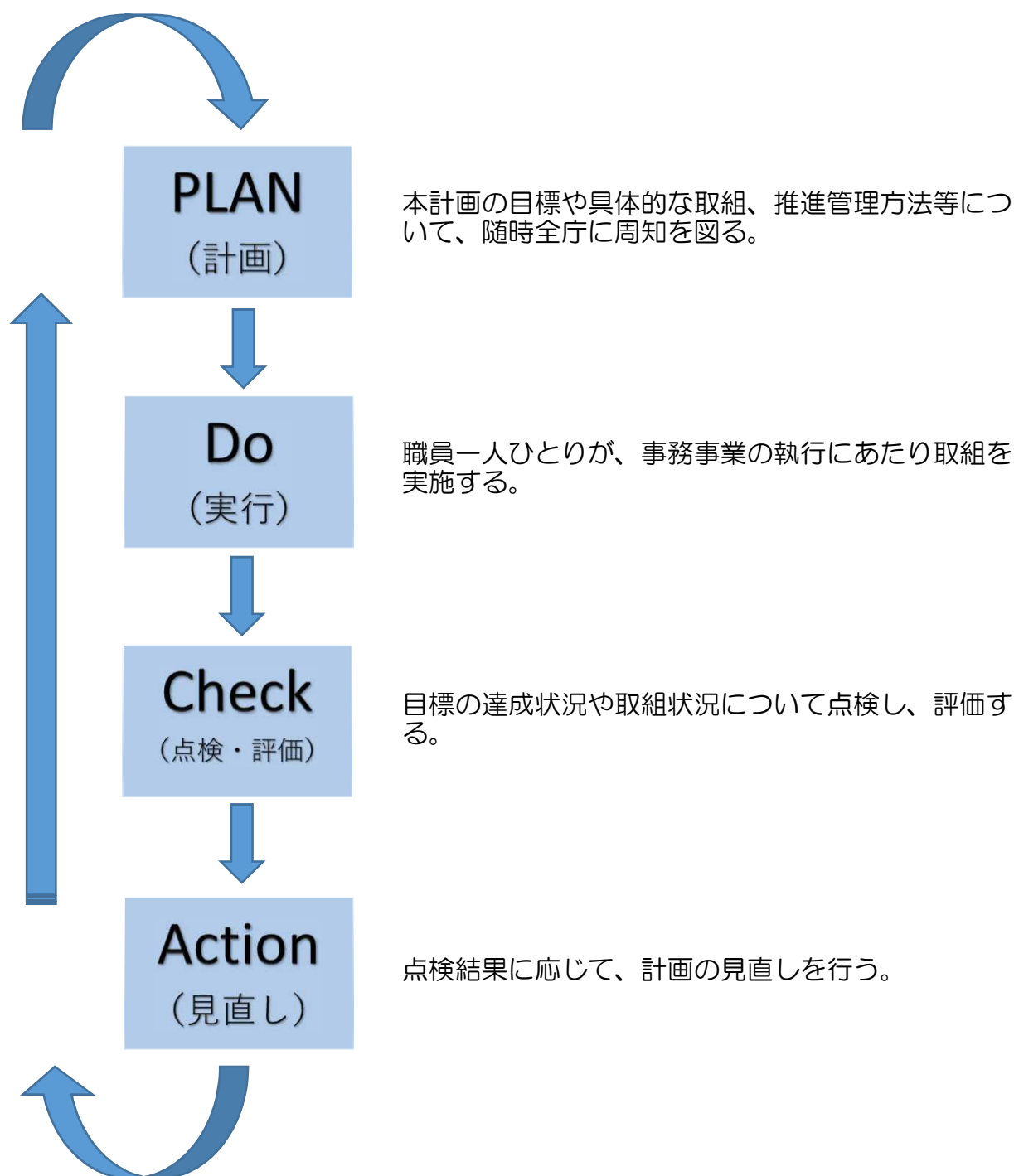
1 進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを強化して、その進捗を管理します。

(1) PDCAに基づく取組の推進

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクルに従って行います。

◇PDCAサイクル



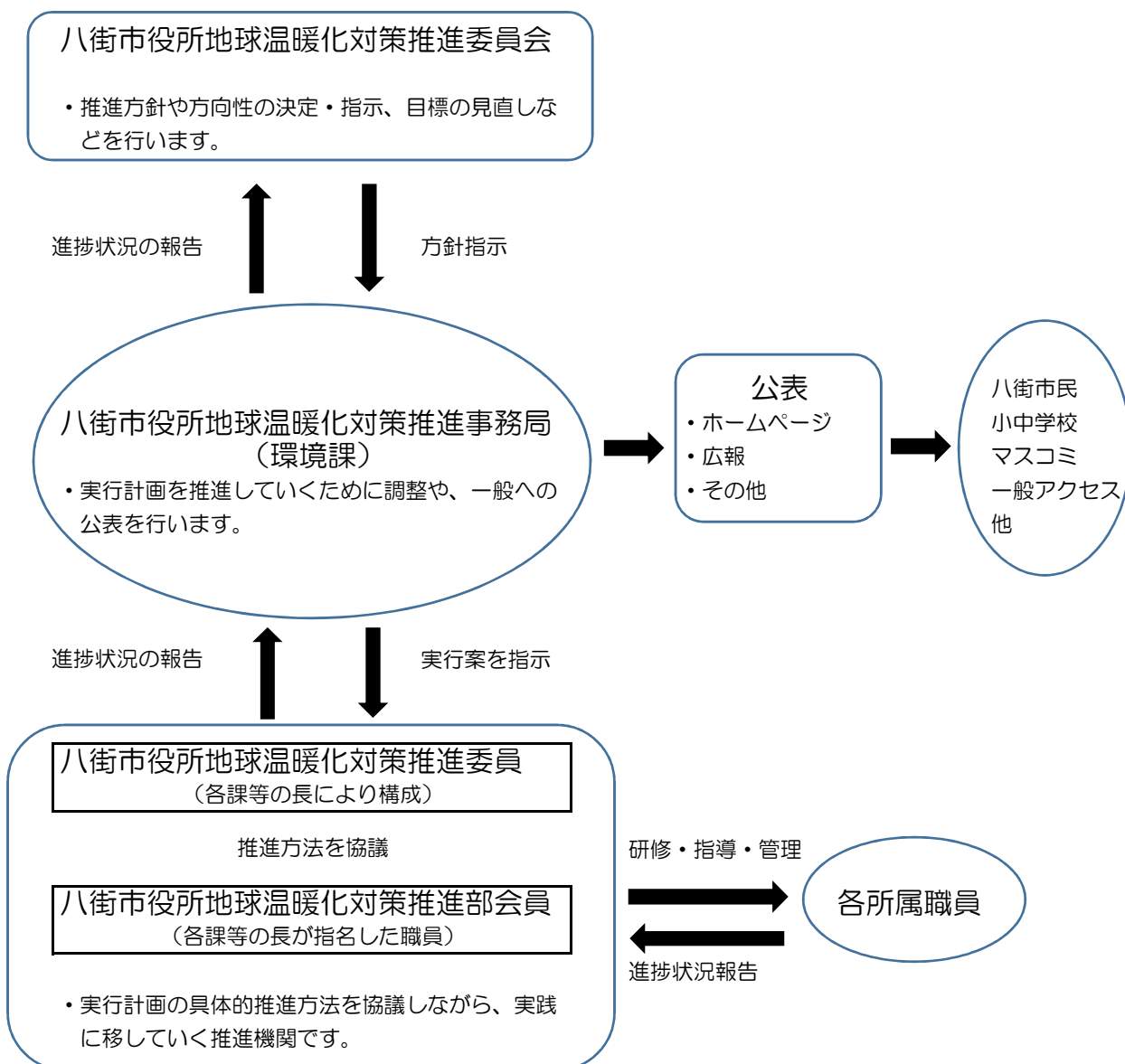
2 推進体制

本計画は、以下に示す体制を構築することにより、設定した温室効果ガス削減目標の達成に向けて全庁横断的に取組を推進します。

本計画では、「八街市役所地球温暖化対策推進委員会」を設置し取組を推進します。「八街市役所地球温暖化対策推進委員会」は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組の調整と進行管理を行います。

「八街市役所地球温暖化対策推進事務局」(環境課)は、各課・施設の温室効果ガス排出量や取組結果をとりまとめ、年次の取組結果を公表します。

図表1-1 推進体制



八街市の公共施設一覧

1	八街市役所
2	八街市総合保健福祉センター
3	南部地域包括支援センター
4	老人福祉センター
5	南部老人憩いの家
6	簡易マザーズホーム「つくし園」
7	クリーン推進課
8	水道課
9	スポーツプラザ
10	中央公民館
11	図書館
12	八街市児童館
13	学校給食センター
14	八街第一幼稚園
15	川上幼稚園
16	朝陽幼稚園
17	実住小学校
18	笹引小学校
19	朝陽小学校
20	交進小学校
21	二州小学校
22	二州小学校沖分校
23	川上小学校
24	八街東小学校
25	八街北小学校
26	八街中学校
27	八街中央中学校
28	八街南中学校
29	八街北中学校
30	八街保育園
31	実住保育園
32	朝陽保育園
33	交進保育園
34	二州第一保育園
35	二州第二保育園
36	障がい者就労支援事業所